

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780054

研究課題名(和文) 親権停止期間満了時の公的検査に関する研究

研究課題名(英文) A study on the public check at the end of the suspension of parental authority

研究代表者

高橋 大輔 (TAKAHASHI, Daisuke)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：90634080

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、親権停止期間満了時の公的検査の必要性について検討することである。そのために、親権停止に関する調査を行うと共に、ドイツ法との比較法的考察を行った。特に、ドイツ法については「親の配慮の剥奪(Entzug der elterlichen Sorge)」に関して研究を行った。その結果、親権停止の原因がなお解消されていないにも拘わらず、親権が回復してしまう危険が存在すること、親権停止の終了段階に児童相談所の協力を伴って裁判所の検査が必要であることなどが分かった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to discuss the necessity of the public check before the expiration of the suspension of parental authority. Therefore, I have studied on the suspension of parental authority and analyzed the necessity of the public check before the expiration of the suspension of parental authority through a comparative study between German and Japanese Law. Specifically, I have studied on "Entzug der elterlichen Sorge (the Suspension of parental custody)" in laws of Germany. I have found the following: 1. Even though there are still reasons for the suspension of parental authority, there is a danger of restoring parental authority. 2. It is necessary to have an inspection by the court with help of a child guidance center before the expiration of the suspension of parental authority.

研究分野：社会科学

キーワード：民事法学 親権停止 児童虐待 親子 ドイツ 配慮権

### 1. 研究開始当初の背景

児童相談所への児童虐待に関する相談件数は年々増加している。これに対して、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、現在まで数度の改正が加えられている。また、児童虐待に対応するため、民法も平成23年に改正され、親権の停止制度が導入された(民法834条の2)。親権停止制度は、従来の親権喪失制度とは異なり、親権者は半永久的に親権を失うわけではなく、あくまでも最大2年間という一時的な処置である(同条2項)。そのため、親権停止によって親権を停止された親は、やがて親権を回復していくことになる。このように一定の期間のみを区切って親権を停止しているため、法律上は家庭裁判所の判断を得ることなく、問題をなお抱えた親であっても親権者として復帰してしまうことになり、虐待を受けた子どもをさらに苦しめる危険がある。

確かに、親権停止の期間満了後も親に改善がみられない場合には、親権停止を延長できるとされている(飛澤知行『一問一答平成23年民法改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し』(商事法務、2011年)48~49頁〔当該部分執筆者不明〕など)。さらには、2年間の経過後も親権行使の困難さが改善されない場合には、親権停止を漫然と繰り返すのではなく、親権喪失に切り替える必要性が大きくなるとの見解も存在する(磯谷文明「民法等改正と児童相談所側の実務」家庭裁判月報64巻6号(2012年)105~106頁)。そのため、あえて検査を義務付ける必要はないという意見も考え得る。しかし、子どもの福祉のため、特に、安定した生活環境を保障するために、親権を回復する前に親の状況の調査や検査を制度的に保障する必要性は存在するように思われたため、本研究を開始した。

### 2. 研究の目的

前述のような研究開始当初の状況を踏まえて、本研究では、平成23年の民法改正によって導入された親権停止制度に関して、親権停止後の公的検査について、ドイツ法との比較法的考察という観点から検討することを目的とした。また、本研究では親権停止期間満了後の現状を調べ、親権を回復する前に公的機関の検査の必要性であることなどを検討することを通じて、新たに導入された親権停止制度の意義と課題を考察する。その上で、今後の親権停止制度の改正の方向性を示すことを目的とした。

### 3. 研究の方法

(1)平成26年度においては研究実施計画に従い以下のことを行った。

日本において、文献調査を行った。具体的には、科研費を利用して必要な資料を購入するとともに、所属する茨城大学の図書館などを利用し、研究を行った。

ドイツにおいて文献調査を行った。ミュンヘンにあるマックスプランク社会保障法研究所、ボンにあるボン大学、同大学家族法研究所、ハイデルベルクにあるドイツ青少年援助及び家族法研究所において、研究者より本研究に関する助言を得るとともに文献調査を行った。

ドイツのミュンヘンにおいて、同市の青少年局を見学し、担当者にインタビュー調査を行った。

(2)平成27年度においては、研究実施計画に従い以下の研究を行い、昨年度までに行った研究を継続、発展させた。

日本において文献調査を行った。具体的には科研費を利用して必要な資料を購入し、研究を行った。

ドイツにおいて、ボンにあるボン大学図書館、同大学家族法研究所、ミュンヘンにあるマックスプランク社会保障法研究所、ドイツ青少年研究所、ハイデルベルクにあるドイツ青少年援助及び家族法研究所にて、これらの研究機関に所属する研究者より本研究について助言を得るとともに文献調査を行った。

ドイツのミュンヘンにおいて、同市の青少年局の担当者にインタビュー調査を行った。

(3)平成28年度においては、研究実施計画に従って以下の研究を行い、昨年度までに行った研究を継続、発展させた。

日本において文献調査を行った。具体的には科研費を利用して必要な資料を購入し、研究を行った。

ドイツにおいて、ボンにあるボン大学図書館、同大学家族法研究所、ミュンヘンにあるマックスプランク研究所、ドイツ青少年研究所、ハイデルベルクにあるドイツ青少年援助及び家族法研究所にて、これらの研究機関に所属する研究者より本研究について助言を得るとともに、資料を収集した。また、ベルリンにおいて、フンボルト大学及びベルリン工科大学の図書館にて資料を収集した。

ドイツのミュンヘン市の青少年局の担当者にインタビュー調査を行った。

研究計画には当初予定していなかったけれども、親権に関する学際的な研究(特に、心理学的側面からの研究)を行う必要から、茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科(当時、現「茨城大学人文社会科学部人間文化学科」)の野口康彦教授(臨床心理学、家族心理学)と共同研究を行った。

### 4. 研究成果

(1)平成26年度は研究計画に従い、文献調査などにより、日本法における親権停止制度に関する考察を進め、ドイツの親の配慮に関する文献調査も進めた。特に、親権の法的性質から親権停止後に公的機関による親への検査の必要性を検討した。また、親権停止制

度の運用状況についても検討した。

これらに加えて、平成 26 年 9 月にドイツに渡航し、最新の情報を入手するとともに、家族法の専門家や家族問題に関する専門家らと意見交換を行うことができ、本研究についても助言を得ることができた。特に、親の配慮は、ドイツの憲法に当たる基本法 6 条によって人権として保障されている「親の子どもを養育する権利」をドイツ民法において具体化したものである。そのため、「親の配慮の剥奪」を含む「親の配慮の制限」には人権の制限という側面がある。それゆえ、基本法 6 条によって保障されている人権としての「親の子どもを養育する権利」と相当性原則について研究を行った。また、ミュンヘン市の青少年局を訪問することができ、ミュンヘン市における子ども虐待における親の配慮の制限後の公的検査の実態について知ることができた。

(2) 平成 27 年度は研究計画に従い、文献調査や学会などへの参加により、日本法における親権停止制度の研究およびドイツ法における親の配慮の制限の研究を継続、発展させることができた。

この他に、平成 27 年 8 月、9 月にドイツに渡航し、ドイツ法に関する最新の情報を入手するとともに、家族法の研究者や家族問題に関する研究者より本研究について助言を得ることができ、本研究の調査の幅を広げることにも役立った。特に、助言を踏まえて、ドイツ社会保険法典第 8 編についても調査を進めることができた。さらに、平成 26 年度に続いて、ドイツのミュンヘン市において、同市の青少年局の担当者にインタビュー調査を行うことができ、継続的な情報を得ることができた。

(3) 平成 28 年度においては、研究計画に従い、文献調査により、日本法における親権停止制度の研究を継続、発展させることができた。また、ドイツ法に関する研究も、親の配慮の制限に関する研究を継続、発展させることができた。

さらに、平成 28 年 9 月にドイツに渡航し、ドイツの最新の研究について情報収集するとともに、家族法の研究者や家族問題に関する研究者より本研究について助言を得ることができた。また、平成 26 年度、平成 27 年度に続いて、ミュンヘン市の青少年局の担当者にインタビュー調査を行った。これにより、継続的に情報を得るとともに、2016 年の連邦憲法裁判所の一連の判決が実務にどのような影響を与えたのかについても知ることができた。

これらに加えて、研究計画には当初予定していなかったけれども、茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科(当時、現「茨城大学人文社会科学部人間文化学科」)の野口康彦教授(臨床心理学、家族心理学)との共同

研究により、親権について心理学的側面からも研究することができた(共同研究の研究成果の詳細については、野口康彦、高橋大輔「離婚後の子どもの貧困防止のための養育支援の必要性 臨床心理学と法学による協働的視点から」茨城大学人文学部紀要人文コミュニケーション学科論集 22 号(2017 年)67~82 頁を参照されたい)。

以上のような平成 26 年度から平成 28 年度までの研究成果を踏まえ、親権停止とその運用状況について検討し、ドイツにおける親の配慮権の停止とその後の裁判所による定期的な検査制度やその運用状況の検討を踏まえて、日本法における親権停止期間終了段階における公的検査の必要性と、日本の実情にあったモデル案を検討した。

(4) 本研究を通して得られた成果とその意義について以下の点を指摘できる。

ドイツ法の調査から大意以下のようなことがわかった。ドイツ法においては、親の配慮の制限の必要がなくなったのであれば、相当性原則によって、子どもの保護のための措置を取り消さなければならないとされている。この取り消しを確実なものとするために、特に長期間に渡って継続する子どもの保護のための措置については、適切な時間間隔を置き検査する義務が裁判所に課されている。その結果、ドイツ法においてはそもそも自動的に親の配慮を回復させる方法ではなく、一定の検査を受けた上で回復させるものになっている。

ドイツ法からの比較法的示唆として、主に以下のような点が指摘できる。第一に、家族法改正研究会の最終報告(「特集 家族法改正研究会最終報告「家族法改正 その課題と立法提案」」戸籍時報 750 号(2017 年)2~37 頁、「特集 家族法改正研究会最終報告(2)〔ママ〕「家族法改正 その課題と立法提案」」戸籍時報 751 号(2017 年)2~34 頁)で親権の部分的制限を導入すべきであることが提案されており(岩志和一郎「親権法・未成年後見法・扶養法」戸籍時報 750 号(2017 年)28~29 頁)私見としてもこのような制度が望ましいと考える。なぜならば、子どもの福祉の観点から、ドイツ法におけるように親権を部分的に、または全部制限できるものとし、特に明確な期間を設けず、その制限の原因が消滅した時点で親権を回復するようにすべきであると考えからである。第二に、現状の親権停止制度を維持する場合であっても、現状の制度を改め、親権停止の終了段階に裁判所の関与が行われるべきである。ドイツ法を参考として、児童相談所の協力を伴って親権停止の原因が消滅したことを裁判所が検査・確認すべきである。第三に、羽生香織「年長未成年子による親権停止申立て 宮崎家審平成 25 年 3 月 29 日家月 65 巻 6 号 115 頁」月報司法書士 507 号(2014 年)74 頁において述べられている「親権停止の再

度の申立てで対応することを前提に、親権停止の審判をしてはならない。2年以内の原因消滅可能性が見込めないのであれば、親権喪失が相当である。」という見解は、親権停止期間経過後は、親権を停止された父母は親権を「自動的に」回復することになるという点からも妥当である。親権停止の再度の申立ては、制度として保障されていないのであり、まずは親権停止で対応し、様子を見て親権喪失を行うという解釈や運用は避けられなければならない。

本研究の成果は、高橋大輔「親権停止と面会交流の法的性質」本澤巳代子編『家族のための総合政策 - 家族内の虐待・暴力と貧困 - 』(信山社、2017年、発行確定)において、公表する。

本研究の成果の意義として、以下のことを指摘できる。すなわち、親権停止制度は新しい制度であり、実務においても注目されている。そのため、制度の運用状況を踏まえ、問題を整理検討し、今後の親権停止制度の方向性を考察し、提案できたことは、単に学問上の問題関心に応えるだけでなく、実務に対する学術的観点からの貢献となった。

(5) 今後の展望と課題として、以下のような点が指摘できる。

本研究を通じて、親権停止の審判をする段階で、親権停止の期間内では親権停止の原因が消滅する見込みがない場合には、親権停止の請求であっても、家庭裁判所の判断によって親権喪失の審判をできるようにすべきであると考えに至った。しかし、この点については、手続法的な考察が必要であるため、今後の課題である。

本研究を通じて、ドイツ民法 1696 条 2 項によって、親の配慮の制限など子どもの保護のための措置の必要性がなくなったのであれば、それらを取り消さなければならないとされているのに対して、親権喪失や親権停止、管理権の喪失の原因が消滅したときには、家庭裁判所は、それぞれの審判を取り消すことが「できる」と規定している日本の民法 836 条とは異なっていることを再認識した。親権への介入をできるだけ抑制するという前提の下、民法 836 条をどのように解すべきかについては今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

野口康彦、高橋大輔、「離婚後の子どもの貧困防止のための養育支援の必要性 臨床心理学と法学による協働的視点から」、茨城大学人文学部紀要人文コミュニケーション学科論集、査読無し、22号、2017年、67~82頁、<http://ir.lib.ibaraki.ac.jp/bitstream/10109/13137/1/20160187-1.pdf>

にて閲覧可能(2017年6月5日、高橋確認)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

高橋大輔(本澤巳代子編) 信山社、「親権停止と面会交流の法的性質」『家族のための総合政策 - 家族内の虐待・暴力と貧困 - 』、2017年、発行確定。

本澤巳代子、大杉麻美、高橋大輔、付月、ミネルヴァ書房、『よくわかる家族法』、2014年、226頁(28~71頁、92~111頁を単独で執筆)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 大輔 (Daisuke Takahashi)  
茨城大学・人文学部・准教授  
研究者番号：90634080